

## 八代市建設工事低入札価格調査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が競争入札により工事の請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるときにおける低入札価格調査の取扱いに関し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第1項及び八代市競争契約入札心得（平成17年八代市告示第134号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 低入札価格調査の対象とする建設工事は、設計金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が130万円を超えるものであって、政令第167条の10第2項（同第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する最低制限価格を設定しないもののうち、市長が特に必要と認めるものとする。

(調査基準価格)

第3条 低入札価格調査を実施する基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、予定価格の算出の基礎となった次の各号に掲げる額を合計した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあつては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあつては10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

(入札参加者への周知)

第4条 調査基準価格を設定したときは、八代市契約規則（平成17年八代市規則第178号）第13条に規定する入札の公告及び第21条に規定する通知に、調査基準価格を設定していることを記載するものとする。

(落札決定の保留)

第5条 入札の結果、調査基準価格未満の価格で入札が行われた場合には、入札執行者は、入札者に対して落札者の決定を保留する旨を宣言し、政令第167条の10第1項の規定により落札者の決定をするための調査を行い、落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了する。

(低入札価格調査)

第6条 市長は、調査基準価格未満の価格で入札が行われた場合には、低入札価格調査を行うものとする。

2 市長は、調査基準価格未満の価格で入札を行った者のうち、最も低い価格による入札を行ったものに、開札日の翌日から起算して7日（八代市の休日を定める条例（平成17年八代市条例第3号）第1条に規定する市の休日を除く。）以内に、低入札価格調査票に次の各号に掲げる事項を記載した書類を添付のうえ、提出させるものとする。ただし、特に必要があると認めるときは、調査基準価格未満の価格で入札を行った者であつて、最も低い価格による入札を行ったもの以外のものについても、提出させることができるものとする。

- (1) 当該価格で入札した理由

- (2) 積算内訳書
- (3) 手持ち工事の状況
- (4) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係
- (5) 手持ち資材の状況
- (6) 資材購入予定先
- (7) 手持ち機械の状況
- (8) 労務者の確保計画
- (9) 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者
- (10) 建設副産物の搬出先
- (11) その他必要な事項  
(契約審査委員会の設置)

第7条 前条の規定により調査の必要が生じた場合には、契約審査委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

- 2 委員会の委員は、八代市工事入札参加者資格審査委員会規程（平成17年訓令第60号）第3条に規定する八代市工事入札参加者資格審査委員会の委員をもって充てる。
- 3 委員会に委員長を置き、副市長をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。
- 6 委員会の庶務は、契約検査課が所管する。  
(落札者の決定)

第8条 前条の規定による委員会の審査の結果、当該調査対象者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないと認める場合は、当該調査対象者を落札者と決定する。

- 2 前条の規定による委員会の審査の結果、当該調査対象者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認める場合は、当該調査対象者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。この場合において、次順位者が調査基準価格を下回るときも、同様の手続による。  
(監督体制の強化等)

第9条 低入札価格調査対象者が落札した場合は、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 設計担当課長は、必要に応じて請負業者から施工体制及び施工計画について事情聴取を行う。
- (2) 当該工事の監督員は、設計図書に基づく監督等を実施するに当たっては、入念に行う。
- (3) 設計担当課長は、安全な施工の確保及び建設労働者への適正な賃金支払の確保等の観点から必要があると認めるときは、施工現場の立入調査を行う。  
(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月18日総務部長決裁）

この要領は、総務部長決裁の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の八代市建設工事低入札価格調査実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に競争入札を行うものについて適用し、同日前に競争入札を行うものについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年2月16日財務部長専決)

(施行期日)

1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の八代市建設工事低入札価格調査実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に入札の公告又は指名通知を行う競争入札に係る調査基準価格について適用し、同日前に入札の公告又は指名通知を行う競争入札に係る調査基準価格については、なお従前の例による。

附 則 (平成29年11月16日財務部長専決)

(施行期日)

1 この要領は、平成29年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の八代市建設工事低入札価格調査実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に入札の公告又は指名通知を行う競争入札に係る調査基準価格について適用し、同日前に入札の公告又は指名通知を行う競争入札に係る調査基準価格については、なお従前の例による。

(施行期日)

1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の八代市建設工事低入札価格調査実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に入札の公告又は指名通知を行う競争入札に係る調査基準価格について適用し、同日前に入札の公告又は指名通知を行う競争入札に係る調査基準価格については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年3月25日財務部長専決)

(施行期日)

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の八代市建設工事低入札価格調査実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に入札の公告又は指名通知を行う競争入札に係る調査基準価格について適用し、同日前に入札の公告又は指名通知を行う競争入札に係る調査基準価格については、なお従前の例による。